

独立行政法人通関情報処理センターに関する省令の概要

1 経緯

認可法人である通関情報処理センターを独立行政法人とするための「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第124号）」が昨年臨時国会において成立したことから、同センターは本年10月1日に解散し、同日、独立行政法人通関情報処理センター（以下「センター」という。）が設立される予定となっている。

本省令案は、上記法律の施行に伴い、独立行政法人通則法等により省令に委任されている事項を定めるとともに、関係省令の整備を行うものである。

2 改正内容

(1) 業務運営に係る規定

業務方法書の記載事項

電子計算機の使用・管理、プログラム等の作成・保管、業務委託の基準、契約の基本的事項

中期計画の記載事項、認可申請手続

（記載事項）施設・設備に関する計画、人事に関する計画、積立金の処分に関する計画

（申請手続）中期計画の最初の事業年度開始の30日前までに（センター成立後最初の中期計画については、その成立後遅滞なく）申請書を財務大臣に提出

中期目標に係る業務の実績に関する評価の手続

中期目標期間終了後3ヶ月以内に、実績報告書を財務省独立行政法人評価委員会に提出

(2) 財務及び会計に関する規定

センターの会計基準

独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う

センターが毎年度作成すべき財務諸表

貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類の他にキャッシュ・フロー計算書と行政サービス実施コスト計算書を規定

短期借入金に係る認可の申請

借入金の額、借入先、借入金の利率等を記載した申請書を財務大臣に提出

(3) 附則

施行期日

平成15年10月1日

通関情報処理センターの財務及び会計に関する省令の廃止

センターの会計基準が別途定められたことから廃止

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行規則の一部改正

「通関情報処理センター」を「独立行政法人通関情報処理センター」に改正